



# 個人県民税のあらまし

個人の県民税は、県の仕事をしていくうえで必要な費用を、広く県民のみなさんに所得に応じて負担していただくもので、個人の市町村民税と合わせて一般に「住民税」と呼ばれています。

課税や納税の事務は、個人市町村民税と一緒に市町村が行っており、市町村へ納められた個人県民税は、後で市町村から県に払い込まれます。

## ◆納める方

毎年1月1日現在で

○県内に住所がある方……………均等割と所得割

○県内に事務所、事業所又は家屋敷がある方で事務所などがある市町村に住所がない方…均等割のみ

※家屋敷とは、自己又は家族の居住の用に供する目的で住所地以外の場所に設けた独立性のある住宅で、常に居住しうる状態にあるものをいい、必ずしも自己所有のものであることや現実に居住していることを要しません。

## ◆課税の対象

前年1年間の所得(給与所得、事業所得、山林所得、譲渡所得等)に対して課税されます。ただし、退職所得は支払を受けた年に課税されます。

## ◆納める額

### ○均等割

市町村民税	県民税	森林環境税(国税)
3,000円	1,500円	1,000円

### ○所得割

市町村民税	県民税
課税所得金額×6%	課税所得金額×4%

\*課税所得金額とは、収入金額から経費(給与所得者の場合は、給与所得控除等)を差し引き、更に扶養控除等の所得控除を差し引いた金額です。

\*県民税の均等割には、みんなの森づくり県民税相当分500円が含まれています。

\*東日本大震災を教訓とする防災のための施策財源として1,000円(市民税500円・県民税500円)賦課徴収されていましたが、これは令和5年度で終了しました。令和6年度からは、市民税・県民税均等割とあわせて森林環境税1,000円が賦課徴収されます。

## ◆申告

毎年3月15日までに、個人市町村民税と一緒に、1月1日現在における住所地の市町村へ前年分の所得について申告を行います。給与所得だけの方や所得税の確定申告書を提出した場合は、申告の必要はありません。

## ◆納税

給与所得のみの方は、6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給与から納税(特別徴収)します。

個人住民税の納税義務者であって、前年中に初めて公的年金等の支払を受けた方のうち、当該年度の初日(4月1日)において老齢基礎年金等を受給されている65歳以上の方は、当該年度の8月までは市町村から送付される納税通知書により納税し、10月からは公的年金から納税(特別徴収)します。

それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により、年4回(6,8,10,1月)に分けて納税(普通徴収)します。

## ◆課税されない方(非課税)

○均等割及び所得割の非課税…生活保護法の規定による生活扶助を受けている方

障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方

※寡婦及びひとり親のうち、住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある方は対象外

○均等割の非課税…前年の合計所得金額が、市町村の条例で定める金額以下の方

○所得割の非課税…前年の総所得金額等の合計額が35万円に家族数(本人を含む)を乗じて得た額に10万円を加えた金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有するものについては当該金額に32万円を加えた金額)以下の方

## ◆税の減免

次のような場合には、納期未到来の方が市町村への申請に基づき減免されます。

○災害により住宅・家財に損害を受け一定の要件を満たすとき、災害により死亡したときなど

○年の途中において、生活保護法の規定による生活扶助等を受けることになったなど

### ～ みんなの森づくり県民税 (県民税均等割超過課税) ～

森林は、水源の涵養や災害の防止、地球温暖化防止などの様々な公益的な機能を有しています。みんなの森づくり県民税は、これらの森林の公益的機能を発揮させるための健全な森林づくりや県民の皆様が森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習・体験活動などに活用される税です。

#### 税の概要

個人県民税均等割及び法人県民税均等割の納税義務者について、

個人：500円/年、法人：均等割額の5%

を県民税(均等割)に加えて納めていただきます。

#### 税収の用途

##### ●森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成

- ・森林にふれあう機会を創出します。
- ・森林環境教育を推進します。
- ・多様な主体による森林づくりを促進します。
- ・木とふれあう環境づくりを支援します。

##### ●森林環境の保全

- ・未来につなぐ森林づくり(再造林、間伐や路網の整備など)を支援します。
- ・里山林等の保全・管理を促進します。